



税務・労務に役立つ NEWS

事務所通信

2
2018

発行:館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町3-44-6

TEL 0138-84-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

いつもお世話になっております。

寒気とのほか厳しい毎日が続いております。

お風邪など召しませぬようお気を付けてください。

それでは、今月の事務所便りをお届けします。

改正情報

2018年度税制改正 個人所得課税編

2017年12月14日、2018年度税制改正大綱が発表されました。先ず、個人所得課税から主な改正内容を概観していきます。尚、これらの改正は2020年以後の所得税からの適用となっています。

●給与所得控除等

次の見直しがなされています。

- ① 控除額を一律10万円引き下げる。
- ② 給与所得控除額の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円、その上限額を195万円に引き下げる。**(2019年度迄は給与等の収入金額1000万円、給与所得控除の上限額220万円)**

また、特定支出控除の範囲も、次のような見直しがなされています。

- ① 職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを加える。
- ② 単身赴任者の帰宅旅費1ヶ月4往復の制限を撤廃する等。

●公的年金等控除

次の見直しがなされています。

- ① 控除額を一律10万円引き下げる。
- ② 公的年金等の収入金額1,000万円を超える場合の控除額については195万5千円を上限とする。
- ③ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、上記①又は②の見直し後の控除額からさらに一律10万円、2000万円を超えると一律20万円、それぞれ引き下げる。

●基礎控除

次の見直しがなされています。

- ① 控除額を一律10万円引き上げる。
- ② 合計所得金額2,400万円を超える個人については、その合計所得金額に応じて遞減し、2,500万円を超えると適用できないこととする。

●所得金額調整控除

この控除は①給与等の収入金額850万円を超える場合であっても、22歳以下の扶養親族や特別障害者控除の対象者が同一生計にいる場合には負担増とならないように、また②給与等と公的年金等の両方の収入がある場合、それぞれの所得計算の段階で控除額が10万円引き下げられると計20万円の引き下げとなり負担増となる、これらを調整するために新たに設けられた控除です。